

国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツ創出事業）交付要綱を次のとおり改正する。

令和5年3月20日

環境大臣 西村 明宏

国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツ創出事業）交付要綱

（通則）

第1条 国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツ創出事業）（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）及びその他の法令（以下「法令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を国が補助することにより、国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させることで、インバウンド拡大による地域経済の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

（交付の対象等）

第3条 環境大臣（以下「大臣」という。）は、次項に掲げる者が行う補助事業に要する経費のうち、補助金交付の対象として別表第1第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助金の交付を申請できる者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる者とする。

- ア 民間企業、個人事業主（観光協会等との連携が必須）
- イ 地域協議会 ※1
- ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- エ 特定非営利活動法人
- オ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- カ 地方公共団体の観光協会及び広域観光推進機構
- キ 法律により直接設立された法人

ク 民間企業等で構成する協議会その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者

※1 地域協議会については、下記の①から③の要件をすべて満たしていること。

① 組織構成

原則として、2以上の主体から構成されるものとし、会員に活動等を実施する地域の地方公共団体等が含まれていること。ただし、国の機関は協議会の会員に含まれないものとする。

② 地方公共団体等の関与

地方公共団体等が協議会の事務局の一部を構成していること及び地方公共団体等の職員1名以上が当該協議会の会計処理において責任のある立場にあること。

なお、環境大臣による交付決定の取消しにより、交付金の全部又は一部について協議会が返還を求められた場合には、当該地方公共団体等もその返還の責任を負うものとする。

③ 規定等の整備

協議会の意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法及び責任者、公印等の管理及び使用方法並びに責任者、内部監査の方法等が、協議会の設置規約及び会計処理規定等において適切に定められていること。

3 補助対象経費の区分及び内容は別表第1のとおりとし、補助金の交付額は、別表第1第5欄に掲げる方法により算出するものとする。

（交付の申請）

第4条 申請者は、様式第1による交付申請書を大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（変更交付申請）

第5条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を大臣に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の変更申請を行う場合において準用する。

（交付の決定の通知）

第6条 大臣は、第4条第1項の規定による交付申請書又は前条第1項の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者又は補助事業者に送付するものとする。

2 第4条第1項の規定による交付申請書又は前条第1項の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 大臣は、第4条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消

費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の全部若しくはその主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、大臣の承認を得たときはこの限りではない。
- 二 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に報告するとともに、補助事業の履行体制を遅滞なく大臣に報告しなければならない。
- 三 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 四 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第5条に定める手続によるものとする。
 - ア 別表第3第2欄の区分に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
- 五 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止(廃止)承認申請書を大臣に提出して承認を受けなければならない。
- 六 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を大臣に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 七 補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- 八 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく大臣に報告しなければならない。
- 九 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。
- 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告しなければならない(ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。)。大臣は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 十一 大臣は、補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に

納付させることができる。

十二 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十三 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに間接補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、大臣の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、補助事業者が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利3パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に大臣に書面をもって取下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

第9条 大臣は、第7条第七号の規定による報告書及び第2項の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令、本要綱、実施要領（以下「法令等」という。）、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 大臣は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第11による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに様式第12による年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者が第1項の完了実績報告書をやむを得ない理由により期限内に提出できない場合は、大臣は補助事業者からの申請に基づき期限について猶予することができる。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書（第5条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第11条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条第四号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第13による交付額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。
- 2 大臣は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第12条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認める場合においては、財務大臣との協議を経て概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第14による精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第13条 大臣は、第7条第五号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。
- 一 補助事業者が、法令等又は法令等に基づく大臣の処分若しくは指示に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
 - 五 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 大臣は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずる。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第17条第1項に基づく交付の決定の取消しである場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第11条第3項の規定を準用する。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第14条 補助事業者は、第4条第1項の規定に基づく交付の申請、第5条第1項の規定に基づく変更交付の申請、第7条第四号の規定に基づく計画変更の申請、第7条第五号の規定に基づく中止又は廃止の申請、第7条第六号の規定に基づく事業遅延の報告、第7条第七号の規定に基づく状況報告、第7条第八号の規定に基づく名称等の変更報告、第7条第十号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第7条第十三号の規定に基づく財産の処分の承認申請、第8条の規定に

基づく申請の取下げ、第10条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、又は第12条第2項の規定に基づく支払請求（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の2及び3の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による通知等）

第15条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

（情報管理及び秘密保持）

第16条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第17条 補助事業者は、別紙の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、環境省自然環境局長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、令和4年4月5日から施行する。

附 則

1. この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当団体は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は団体の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者という。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第 1

1 補助事業の 区分	2 補助事業の 内容	3 補助対象経 費	4 基準額	5 交付率
地域一体となっ た効果的なコン テンツ提供体制 の計画策定等の 事業	国立・国定公園等 での地域協議会 等における <u>地域 のテーマやスト ーリーを踏まえ たコンテンツの 統一的なブラン ディング等に係 る自然体験活動 促進計画等の計 画策定等に係る 事業</u> ※ ¹ （対象事業の 内容については、 別表第 2 に定め るものとする）	事業を行うため に必要な人件費 及び業務費（諸謝 金、旅費、備品費、 消耗品費、印刷製 本費、通信運搬 費、借料及び損 料、会議費、賃金、 社会保険料、雑役 務費、資材購入費 をいい、内容につ いては、別表第 3 に定めるものと する）並びにその 他必要な経費で 補助事業者が承 認した経費（都道 府県、市町村、地 方自治法第 28 1 条第 1 項の特 別区及び第 28 4 条第 1 項の地 方公共団体の組 合が事業を実施 する場合は常勤 職員の人件費及 び社会 保険料を除く）	環境省が必要 と認めた額	ア．総事業費から寄 付金その他の収 入額を控除した 額を算出する。 イ．アにより算出さ れた額と第 3 欄 に掲げる間接補 助対象経費とを 比較して少ない 方の額に、自然公 園法に規定する 自然体験活動促 進計画を策定す る場合は 3 分の 2 を乗じて得た 額を、自然体験活 動促進計画を策 定しない場合は 2 分の 1 を乗じ て得た額を交付 額とする（1 事業 当たりの上限 2 50 万円）。ただ し、算出された額 に 1,000 円未 満の端数が生じ た場合には、これ を切り捨てるも のとする。

※ 1 国立・国定公園の周辺地域での活動についても利用上関連する場合は、補助の対象とする。

別表第2

補助事業の区分	事業内容
1 地域一体となった効果的なコンテンツ提供体制の計画策定等事業	①計画策定・改定等のための地域関係者や有識者等による協議会等の開催 ②自然環境状況や利用状況の調査等、計画策定・改定等のために必要な調査 ③計画策定・改定等に係るコンサルティング

別表第3 業務費の区分と内容

費目	細分	内 容
人件費	人件費	事業に直接従事する者の作業時間に対する人件費
業務費	諸謝金	講師、専門家等の招聘、原稿執筆に対する諸謝金に要する経費をいう。
	旅費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、交通費、日当及び宿泊に要する経費をいう。
	備品費	概ね単位が5万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費をいう。
	消耗品費	概ね単位が5万円未満の物品や機器であって、おもに消耗される物品の購入等に要する経費をいう。 但し、事務用消耗品を除く。
	印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する経費をいう。
	通信運搬費	郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費をいう。
	借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借、光熱水費、借入金の金利払等に要する経費をいう。
	会議費	会議、作業等の際の茶菓等の提供に要する経費をいう。
	賃金	日々雇用者に対する賃金支払に要する費用をいう。
	社会保険料	事業を行うために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいう。
	雑役務費	保険料、振込手数料、広告料、調査、測量の実施等、役務の対価として支払う経費をいう。
	資材購入費	事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費（直接施工が困難な場合の必要最低限の工事請負費を含む。）をいう。